

様式第1号

平成28年度錦江町公告第39号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月6日

錦江町長 楠元忠洋

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田代地区（麓・上部・大原・川原・花瀬地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年3月2日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数 28経営体

〔	内	法人	5経営体	〕
		個人	23経営体	

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・慣行の農業経営に加え、環境にやさしい有機農業等に取り組むため、担い手とその他の農業者が連携した経営の複合化を推進する。
- ・新規就農者の育成を推進するとともに、認定農業者への登用を図り、町認定農業者協議会への加入促進を推進し、地域農業の活性化を図っていく。
- ・地域の農業を担っていく農業者に分散している農地の集積化が図られるよう、地域の農業者と連携して農地の利用集積を図っていく。